

第一種管理化学物質排出量等届出書

年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の26第2項の規定により、第一種管理化学物質の排出量等について、次のとおり届け出ます。

事業者の名称			
前回の届出における事業者の名称			
事業所の名称			
前回の届出における事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
事業者が常時使用する従業員の数			人
事業所において常時使用される従業員の数			人
事業所において行われる事業が属する業種 （うち主たるもの）		業種コード	
第一種管理化学物質（第一種指定化学物質を除く。）の排出量、移動量及び取扱量	別紙1	表番号1～	1のとおり
第一種管理化学物質（第一種指定化学物質に限る。）の取扱量	別紙2	表番号1～	1のとおり
届出をする事業所数の変動に関する事項			
本届出について生産技術上・営業上の秘密に係る情報の有無	<input type="checkbox"/> : 無 <input type="checkbox"/> : 有（秘密とする内容を記載した書類を添付してください。）		
担 当 者（問合せ先）	部 署 名		
	（ふりがな）		
	氏 名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※ 受付欄			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	第一種管理化学物質の号番号	主な用途	排出量 (kg)				移動量 (kg)				取扱量 (kg)				
				イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ			イ	ロ	ハ		
				大気への排出	公共用水域への排出 排出先の河川、湖沼、海域等の名前	当該事業所における土壌への排出(ニ以外)	当該事業所における埋立処分 埋立処分を行う場所 1.安定型 2.管理型 3.遮断型	下水道への移動	当該事業所の外への移動(イ以外) 当該第一種管理化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法(該当するものに○を記入すること(複数選択可)) 廃棄物の種類(該当するものに○を記入すること(複数選択可))			製造	使用	その他(イ、ロ以外)		
1										1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破碎・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他			
排出量及び移動量の増減に関する事項																
2										1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破碎・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他			
排出量及び移動量の増減に関する事項																
3										1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破碎・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他			
排出量及び移動量の増減に関する事項																
4										1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破碎・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他			
排出量及び移動量の増減に関する事項																
5										1 脱水・乾燥 2 焼却・溶融 3 油水分離 4 中和 5 破碎・圧縮 6 最終処分 7 その他	1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず	8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他			
排出量及び移動量の増減に関する事項																

備考 1 第一種管理化学物質の名称の欄及び第一種管理化学物質の号番号の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第18の9に掲げる名称(同表に別名の記載がある第一種管理化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 2 移動量のうち、ロは、廃棄物としての移動量を記載すること。
 3 排出量、移動量及び取扱量の有効数字は、2桁とすること。ただし、排出量又は移動量が1キログラム未満の場合は、小数第2位以下を四捨五入すること。
 4 ※の欄には記入しないこと。

※

記入欄番号	第一種管理化学物質の名称	第一種管理化学物質の号番号	主な用途		取扱量(kg)			排出量及び移動量の増減に関する事項
					イ	ロ	ハ	
					製造	使用	その他(イ、ロ以外)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

備考 1 第一種管理化学物質の名称の欄及び第一種管理化学物質の号番号の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律施行令別表第一に掲げる名称(同表に別名の記載がある第一種管理化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 2 取扱量の有効数字は、2桁とすること。
 3 ※の欄には記入しないこと。